



平成30年10月17日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 齋藤 友之



さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額等について（報告）

平成30年9月26日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員
報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

【月例給の額及び特別給の支給月数について】

- ・ 月例給については、一般職職員の給与改定率の累計値が0.45%で昨年度と変わらないことから、据え置くことが適当と考える。

特別給については、職責に応じた給与・報酬の妥当性という論点を敢えて脇に置いて、一年金生活者の視点で率直に申し上げると、市長・副市長及び市議会議員の年収は現状でもかなり高い水準にあるように思う。限られた予算は、そのような方々の特別給を更に引き上げることよりも、社会保障を充実させることのためにできる限り使って欲しい。したがって、今回は据え置くことが適当と考える。

- ・ 月例給については、一般職職員が今年度据置きであることを踏まえ、据え置くことが適当と考える。

特別給については、昨年度引き上げたばかりなので、据え置くことが適当と考える。

なお、市議会議員の議員報酬の額については、政令指定都市の平均水準よりも低いように思われ、将来的には見直す必要があるのではないかと

と感じている。

- ・ 市長・副市長及び市議会議員の年収が政令指定都市のなかで平均的な水準にあることを踏まえると、税収が厳しく、社会保障経費が増加していると言われている状況下でこれ以上給与を引き上げることは市民感覚としては受け入れがたいように思う。したがって、月例給・特別給ともに据え置くことが適当と考える。

- ・ 月例給については、一般職職員の給与改定率の累計値を見て改定の要否を判断してきたこれまでの考え方や今年度の一般職職員の改定動向を踏まえ、据え置くことが適当と考える。

特別給については、昨今の民間企業の流れとして、賃上げをいわゆるベアよりも賞与に反映させるという動向も見受けられることから、問題提起も含め、引上げ改定を提案したい。ただし、利益を上げることが大前提となる民間企業と地方自治体とでは賞与を取り巻く状況・環境が異なるため、どのように考え方を整理すればよいか悩ましいところだと思う。

- ・ 月例給については、厳しい財政事情のなかで、今後老朽化した公共施設の建替え等様々な行政需要に対応していかなければならないこと等を考慮し、据え置くことが適当と考える。

特別給については、市民からの負託に応えるべく日々奮闘している特別職の皆さんの頑張りに報いるため、引上げ改定を行うことが適当と考

える。

- 従来の考え方を踏襲し、給与水準を安定的に推移させていくことも大切だと考えるため、これまでの審議経過を踏まえ、月例給については据え置くことが適当、特別給については引上げの改定を行うことが適当と考える。
- 今年の春闘は、一部残念な結果となったところがあったものの、概ねかなり良好な結果であった。特別給についても、業態による差はあるものの概ね伸びている。このような状況を踏まえると、月例給・特別給ともに引上げ改定が適当と言いたいところだが、月例給が据置きとなる一般職職員との均衡も考慮しなければならないので、月例給については据え置くことが適当、特別給については引上げの改定を行うことが適当と考える。
- 月例給については、本市の人事委員会勧告による一般職職員の改定動向を踏まえ、据え置くことが適当と考えられる。

特別給については、国家公務員において特別給の引き上げを求める人事院勧告がここ数年続いていること及び会議資料から本市の市議会が比較的活発に活動していると認められることなどから、引上げ改定を行うことが適当と考える。

- ・ 月例給については、来年度の消費税増税もあり、もう少し様子をみないと景気が回復しているとは言い難い状況であり、据え置くことが適当と考える。

特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせてるように改定してきたこれまでの経緯を踏まえ、引上げ改定を行うことが適当と考える。

【市長・副市長の退職手当の支給割合の見直しについて】

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、現行の支給割合が政令指定都市の平均値と概ね均衡しているため、現状では据え置くことが適当と考える。

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、現行の支給割合が政令指定都市の平均値と概ね均衡しているため、今回は据え置くことが適当と考える。

ただし、4年という短い任期のなかで職務を遂行する市長・副市長の退職手当は、採用から定年退職まで長い勤続期間が想定される一般職職員のそれとは別物として扱うのが適当と思われる。市長・副市長等の特別職の退職手当を廃止・縮小する団体が出始めているという昨今の情勢や本市の財政事情等を考慮し、将来的には水準の引下げ等を検討する必要があるように感じている。

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、一生懸命頑張っていたことに報いるという観点から、据え置くことが適当と考える。

ただし、市長・副市長と一般職職員とではそもそも退職手当の算定基礎となる給料月額の水準が全く異なるため、一般職職員の改定動向を考慮して支給割合を検討するという今回の議論には自分も違和感があることを申し添えたい。また、民間企業と地方公共団体とでは退職給付の原資が異なる（前者は自分達が稼いだもの、後者は税金）ため、民間企業と比較して水準を検討することについても疑問に思うところがある。

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、特別給の改定において国の指定職職員の改定状況に歩調を合わせていることを踏まえ、同様に国の指定職職員の改定状況を考慮するのが合理的だと思われる。今回は、国の指定職職員が引下げの改定を行ったとのことなので、同様に引下げの改定を行うことが適当と考える。

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、現行の支給割合が政令指定都市の平均値と概ね均衡しているため、据え置くことが適当と考える。

ただし、市長・副市長の退職手当については、4年の任期ごとに支給されるものであることを踏まえるととても高いという市民感情があることもまた事実なので、社会情勢を踏まえて引下げを検討すべきという意見も一理あるように思う。

- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合については、他の政令指定都市において一般職職員に追随する形で引下げを行ったところが一定程度あること等を踏まえ、引下げの改定を行うことが適当と考える。
- ・ 市長・副市長の退職手当の支給割合は、一般職職員の改定動向とは切り離して論ずべきものと認識しており、今回については、他の政令指定都市の状況、国における指定職職員の改定動向等を総合的に勘案し、据え置くことが適当と考える。
- ・ 退職手当については、引き下げるだけの根拠が乏しいため据え置くことが適当と考える。
- ・ 退職手当については、政令指定都市の平均と均衡しており、引き下げる理由もないため据え置くことが適当と考える。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、それぞれ次のような結論に達しました。

1. 市議会議員並びに市長及び副市長の月例給及び特別給のうち、月例給については『据え置くことが適当』であり、特別給（期末手当）については『引上げの改定を行うべき』である。

2. 市長及び副市長の退職手当の支給割合については、『据え置くことが適当』である。

なお、本市は比較的健全な財政を維持してきたが、将来的には人口減少や急速に進む高齢化、公共施設の老朽化等により厳しい財政運営が見込まれるところである。また、安心して暮らせるまちを創るため、社会保障制度のより一層の充実が求められるところである。このような状況を踏まえ、市長をはじめとする特別職には、住民福祉の向上のため、引き続き公務に精励されるようお願いしたい。